

独立監査人の監査報告書

平成23年5月26日

公益財団法人 昭和聖徳記念財団

代表理事 綿 貫 民 輔 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

今井清宏

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

上倉安介

当監査法人は、公益財団法人昭和聖徳記念財団の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表（貸借対照表内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。）を含む。）及び正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。）を含む。）並びに附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人昭和聖徳記念財団の当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

公益財団法人昭和聖徳記念財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成23年5月26日

公益財団法人 昭和聖徳記念財団
代表理事 締 貫 民 輔 殿

監事 加藤幸一 

監事 山本秀夫 

私ども監事は、財団法人昭和聖徳記念財団の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の下記の財務諸表等について監査を行った。

記

1. 貸借対照表
2. 正味財産増減計算書
3. 附属明細書
4. 財産目録
5. 収支計算書

監査の結果、事業の執行は法令及び寄附行為に従い、評議員会及び理事会の決議に基づき誠実に行われており、また、上記の財務諸表等は一般に公正妥当と認められる「公益法人会計の基準」、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）及び寄附行為に従い、平成23年3月31日現在の財産の状況並びに同日をもって終了する事業年度の正味財産増減及び収支の状況を正しく示しているものと認める。

以上